別紙 2－1　貯蔵設備技術基準表　容器（バルク供給を除く）

				添付書類及び留意事項	×組合使用欄
（1） 貯蔵能力 1,000 kg 未満の技術基準	規則 18 条 1 号イ	2 m 以内にある火気をさえぎる措置	□2 m 以内に火気無し □2 m 以内に火気有り 火気をさえぎる措置：	容器設置場所周辺図 収納庫内設置の場合は、収納庫の構造図 ※措置の詳細を示すこと	
		屋外設置	□屋外　□既製品収納庫 □その他（　　）		
	規則 18 条 1 号ハ	容器を 40℃以下に保つ措置	□屋根 □その他（　　）	左欄の事項を確認できる写真又は図面	
	規則 18 条 1 号ニ	転落、転倒防止	□チェーンで固定 □その他（　　）		
（2） 貯蔵能力 1,000kg 以 3,000 kg 未満の技術基準	規則 18 条 2 号イ	保安物件までの距離	第一種保安物件　＿＿＿m 保安物件の種類：学校・病院・その他（　　） 第二種保安物件　＿＿＿m 保安距離が確保できない場合の措置：	容器設置場所周辺図 ※措置の詳細を示すこと	
	規則 18 条 2 号ロ	火気取扱施設との距離	□5 m 以内に火気取扱施設無し □5 m 以内に火気取扱施設有り 流動防止措置：	※措置の詳細を示すこと	
	規則 18 条 2 号ハ	滞留しない措置	□屋外　□既製品収納庫 □その他（　　）	左欄の事項を確認できる写真又は図面 ※その他の場合は各項目について詳細を示すこと	
	規則 18 条 2 号ニ	さく、へい設置	□既製品収納庫 □その他（　　）		
	規則 18 条 2 号ホ	警戒標	□LP ガス貯蔵設備　□燃 □火気厳禁		
	規則 18 条 2 号ヘ	消火設備	消火器の能力　A－（　）B－（　） 消火器の個数　＿＿＿個		
	規則 18 条 2 号ト	屋根又は遮へい板の設置	□既製品収納庫 □その他（　　）		
	規則 18 条 2 号チ	転落、転倒防止	□チェーンで固定 □その他（　　）		

（備考）　1　×印の項は記載しないこと。

2　表中の「□」には該当する項目にレ点で記入すること。

3 貯蔵能力に応じて（1）、（2）のどちらか一方を記載すること。